

城ヶ辻古墳群の意義

城ヶ辻古墳群の調査現場を実見し、その調査内容に鑑みて城ヶ辻古墳群の保存を御願いたく、以下に所見を申し述べることにします。

2号墳：この古墳の周溝から検出された土師器は布留式でも古式に属する埴であり、4世紀中頃から後半の年代が考えられる。

6号墳：大部分破壊されているが、形状から方形プランを持つ横穴式石室墳と確認できる。石室の奥壁と左壁にあたる部分に残された安山岩製の板状石から石障もしくは石屋形の残存部であることが確認できる。石屋形にしては板状石の厚さが薄いことから、伝左山古墳タイプの石障である可能性が高いと思われるが、今後はそれらの掘り方を追及することで、明確にされるであろう。出土した須恵器は6世紀の前半から中頃にかけてのものである。

7号墳：石室下部の保存状態は良好で、竪穴系横口式の石室墓であることが分かる。玄門部のつくりから遠賀川流域や筑後地域に分布するものと構造的に類似すると言える。出土した須恵器から、6号墳よりはやや先行する時期のものとして想定される。

その他：発掘区の南端に1枚の安山岩板石が南北方向に立てられているが、これは箱式石棺墓の残骸であり、内部に鉄鏃がみられる。なお7号墳北側には7号墳築造により破壊された箱式石棺墓がみられ、また調査区内でも土壙墓や木蓋土壙墓が発見されていることから、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけて、九州西部地域で一般的にみられる箱式石棺墓を中心とした共同墓地があったことを窺わせる。

まとめ：今回の発掘区内では6世紀の2基の古墳が中心であるが、隣接する東側の一段と高い

場所には4基の円墳がある。そのうち2号墳は昭和54年の調査で布留式土器が検出されていることにより、4世紀中頃から後半頃の築造時期を想定できる。墳丘中心部に円形の盗掘孔があるものの、石材が見られないことから舟形石棺墓を内部主体とする古墳であった可能性が高い。3号墳からは凝灰岩製の石棺の破片が採集されていることから考えると、発掘区東側の4基の古墳は4世紀中頃5世紀にかけての古墳であり、今回の発掘区は6世紀代の古墳と時期を違えながら順次古墳が構築されていたことを示す。さらに2号墳東側の鉄塔建設に伴う調査では箱式石棺墓が発掘されていることからすると、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけてまず、共同墓地が営まれ、舟形石棺を内部主体とする古墳、ついで今回調査区の石室構造の古墳へと展開していったことが想定できる。

7号墳に見られる竪穴系横口式石室は鹿本郡朱塚古墳に類例があり、その他では5世紀末から6世紀前半頃の、筑後南部の立山山古墳群や童男山古墳群に類例を求めることが可能である。一方筑後南部の広化谷古墳や童男山古墳には菊池川流域に特徴的な石屋形構造を持つ古墳が同時期にみられることは、筑後南部と菊池川流域の密接な政治・社会があったことを示す重要な歴史資料であると言えよう。また6号墳の出土品の中に、金製の遊環があることはこの古墳の被葬者が極めて高い社会的地位を占めていたことを窺わせる。

城ヶ辻遺跡は弥生時代後期の共同墓地からはじまり、舟形石棺墓を主体とする円墳群、石室を主体とする円墳群と同一地点において連綿として古墳が形成されていたのであり、こうした類例は熊本では見ることのできない貴重な遺跡であるとする事ができる。しかも今回の発掘による2基の古墳は5世紀末から6世紀前半にかけての政治・社会的動向を的確に表示するものであり、この地域のみならず、熊本県全体のこの時期の歴史を考察するときにはかけがえない歴史資料とすることができる。以上述べたように城ヶ辻遺跡は熊本県の史跡に相当する性格を具備しており、隣接する東側の古墳群とともに保存整備し、重要な歴史的遺産として後世に伝える必要があると思量される。

平成15年5月15日熊本県文化課に提出